

第四八回

参第三号

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律（案）

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

題名中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。

本則中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「教育職員」を「教職員」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
- 2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。

- 3 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。

理 由

女子の事務職員の出産の場合について、女子教育職員の場合と同様に職員の臨時的任用を行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約五百万円の見込みである。